

サービス内容説明書

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下のとおりです。

1. 提供するサービス

(介護予防) 通所リハビリテーション

ご利用日・・・毎週 [曜日] ・ [曜日]

※ご利用日は、契約の途中で変更をお願いすることもあります。

サービスの提供手順

・迎 え 8 時 30 分～10 時 15 分の間
 ・バイタルチェック 到着後 15 分間程度
 ・リハビリテーション 10 時 30 分～12 時 00 分までの間
 ・昼 食 休 憩 12 時 00 分～13 時 20 分
 ・入浴準備・入浴 12 時 45 分～14 時 30 分頃まで
 ・レク及びおやつ 13 時 30 分～15 時 00 分までの間
 (入浴時間を除く)
 ・送 り 15 時 20 分～17 時 00 分の間

・迎 え 8 時 30 分～10 時 15 分の間
 ・バイタルチェック 到着後 15 分間程度
 ・リハビリテーション 10 時 30 分～12 時 00 分までの間
 ・送 り 12 時 20 分～

あなたの要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止、要介護となることの予防となるよう、適切にサービスを提供します。

- ① サービスの提供は、できる限り分かりやすく説明し、懇切丁寧に行います。分からない点がありましたら、いつでも担当職員に遠慮なくご質問ください。
- ② 常にあなたの病状、心身の状況及びおかれている環境を把握し、適切なサービスを提供するようにいたします。
- ③ 個別リハビリテーションは、身体の機能障害その他活動制限がある状態又は廃用症候群等により生活機能が低下している状態にあり、個別リハビリテーションを行うことにより生活機能の改善が見込まれる方に対して行います。

2. 通所リハビリテーション計画

- ① 当事業所では、リハビリテーションサービスの提供に当たる作業療法士などの従業者が運動機能検査、作業能力検査等をもとに、共同してあなたの心身の状況等を把握し、おかれている環境に合わせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的な内容を記載した「通所リハビリテーション計画」を作成します。
- ② 「通所リハビリテーション計画」は、居宅サービス計画に沿って作成します。

3. 担当の職員

通所リハビリテーション事業所では、老人保健施設すこやかの職員が兼任してサービスを提供します。

4. 利用料

(1) 【通所リハビリテーション介護給付費】

①所要時間 5 時間以上 6 時間未満

●基本料金(1 日当たり)

要介護 1	6,220 円	サービス提供体制強化加算 220 円	合計	6,440 円
要介護 2	7,380 円	サービス提供体制強化加算 220 円	合計	7,600 円
要介護 3	8,520 円	サービス提供体制強化加算 220 円	合計	8,740 円
要介護 4	9,870 円	サービス提供体制強化加算 220 円	合計	10,090 円
要介護 5	11,200 円	サービス提供体制強化加算 220 円	合計	11,420 円

●入浴介助加算 400 円 (入浴されなかった場合は算定しません)

●必要に応じて次の料金をいただく場合がございますが、加算の際には具体的な取り組み内容等を説明し、本人または家族の同意をいただきます。

- ・リハビリテーションマネジメント加算 イ 5,600 円/月 (6 ヶ月以内)
- ・リハビリテーションマネジメント加算 イ 2,400 円/月 (6 ヶ月以上)
- ・リハビリテーション提供体制加算 200 円/日
- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算 1,100 円/日
- ・重度療養管理加算 1,000 円/日
- ・栄養アセスメント加算 500 円/月

②所要時間 2 時間以上 3 時間未満

●基本料金(1 日当たり)

要介護 1	3,830 円	サービス提供体制強化加算 220 円	合計	4,050 円
要介護 2	4,390 円	サービス提供体制強化加算 220 円	合計	4,610 円
要介護 3	4,980 円	サービス提供体制強化加算 220 円	合計	5,200 円
要介護 4	5,550 円	サービス提供体制強化加算 220 円	合計	5,770 円
要介護 5	6,120 円	サービス提供体制強化加算 220 円	合計	6,340 円

※ 上記、介護給付費の該当する金額の合計額の 1 割、2 割又は 3 割が自己負担となります。

(2) 【通所リハビリテーション予防給付費】

要介護状態の「認定」「認定更新」「認定変更」後、「要支援 1」「要支援 2」と認定された方は、**予防給付**の対象となり次の料金が適用されます。

●基本料金(1 月当たり)

要支援 1	22,680 円	サービス提供体制強化加算 880 円	合計	23,560 円
-------	----------	--------------------	----	----------

要支援 2	42,280 円	サービス提供体制強化加算 1,760 円	合計	44,040 円
-------	----------	----------------------	----	----------

●必要に応じて次の料金をいただく場合がございますが、加算の際には具体的な取り組み内容等を説明し、本人または家族の同意をいただくことになります。

- ・栄養アセスメント加算 500 円/月

※ 上記、予防給付費の該当する金額の合計額の 1 割、2 割又は 3 割が自己負担となります。

※ 入浴料は含まれています。

その他利用料

- ・ 食 費 1食(昼食)540円・間食60円
- ・ 理美容代 実費3,000円(技術料として直接お支払いいただきます)
- ・ 施設利用に関する諸証明 1通1,100円

- ① 通所リハビリテーション費(その他利用料を除く。)の自己負担額は、世帯の生計を維持するものが町民税非課税である場合、別海町単独の「利用者負担の軽減措置」制度により、自己負担額(保険給付の1割)に10分の5を乗じて得た額に軽減されます。
該当すると思われる方で軽減措置の申請手続きをされていない方は、別海町役場福祉部介護支援課(高齢者福祉担当)に申し出の上、手続きしてください。
- ② 提供を受けるサービスに介護保険適用外の費用があった場合、又は介護保険料滞納により保険給付を受けることが出来ない場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。
- ③ 毎月10日までに、前月分の利用料金を内訳明細書を添えて請求します。その月の末日までに施設窓口で支払うか、又は金融機関からの振り込みなどによりお支払いください。

5. 利用の休止等

通所リハビリテーションサービスを都合により利用しないときは、前日の午後5時までに事務所窓口(tel75-3226)にご連絡ください。

利用日の当日、午前10時までに連絡がなく利用をキャンセルしたときは、食費の540円と間食の60円をお支払いいただきます。

6. 苦情相談窓口について

通所リハビリサービス利用中のサービスに対する苦情につきましては、事務所窓口へ申し出ください。内容に応じて関係機関などへの連絡調整もさせていただきます。

7. 金銭・貴重品や食べ物の持ち込みについて

原則として、貴重品、高額な現金や食べ物の持ち込みはトラブルの原因となりますので禁止いたします。

8. 事故発生時の対応

サービス提供時により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な処置を講じます。

9. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者による評価は実施しておりません。

重 要 事 項 説 明 書

(令和8年8月1日現在)

1. 事業者概要

事業所名	別海町老人保健施設すこやか
主たる事業所の所在地	別海町別海西本町103番地3
法人等種別	地方公共団体
代表者名	施設長 山内 修
電話番号	0153-75-3226

介護保険法令に基づき北海道から指定を受けている事業所の名称 (事業所番号)	別海町老人保健施設すこやか (介護予防)通所リハビリテーション事業所 (0154280010)
介護保険法令に基づき北海道知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	1 (介護予防)通所リハビリテーション事業 2 (介護予防)短期入所療養介護事業

2. 利用事業所

利用事業所の名称	別海町老人保健施設すこやか (介護予防)通所リハビリテーション事業所
事業所番号	0154280010
所在地	別海町別海西本町103番地3
電話番号	0153-75-3226

3. 事業の目的と運営方針

【事業の目的】

要介護状態又は要支援状態にある者に対し、自立を支援し日常生活上に必要なリハビリテーション等のサービスを提供します。

【運営の方針】

事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持、回復を図ります。

また、事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制

職 種	職員数	内 訳		保有資格	備考
		常勤	非常勤		
施設長	1 (1)		1 (1)	医師 1 名	
看護職員	7 (6)	1 (1)	6 (5)	看護師 7 名	
介護職員	7 (1)	1 (1)	6	介護福祉士 7 名	
作業療法士	1 (1)		1 (1)	作業療法士 1 名	
理学療法士	3 (3)	2 (2)	1 (1)	理学療法士 3 名	
管理栄養士	1 (1)	1 (1)		管理栄養士 1 名	
支援相談員	1 (1)	1 (1)		介護福祉士 1 名	
事務員	4 (3)	3 (3)	1 (1)		事務長 1 名 事務員 3 名
計	25 (17)	9 (9)	16 (9)		

5. 営業日及び営業時間

営 業 日	毎週月曜日から金曜日まで ただし、12月31日から1月5日までを除く。
営業時間	午前10時から午後4時まで

6. 緊急時の対応方法

医 師	山 内 修	老人保健施設すこやか医師
協力病院	町立別海病院	別海町別海西本町103番地9